

保 体 第 398 号
生 学 第 536 号
県 第 657 号
令和 4 年 2 月 18 日

県 立 学 校 長 殿

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底の遵守について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 4 年 2 月 8 日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底について」において通知したところですが、未だに、部活動や昼休み時間における会話において複数の感染者が同時に発生する案件が起きております。

学校現場においては、これまでも感染症対策を実施してきたところですが、特に下記事項を遵守のうえ、感染症対策の更なる徹底がなされるようお願いします

記

1 部活動（室内の限られた空間で活動する場合は、さらに慎重に対応すること）

(1) 次の活動は行わないこと

- ・密集する活動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・他校との練習試合や合宿

(2) 部活動の休止について

感染者や濃厚接触者を確認した場合は、当該部活動又は学校全体の部活動について、活動を一定の期間（7日間程度）休止するなど、適切な措置を講ずること

(3) その他

- ・部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用は行わないこと
- ・土日祝日の活動は行わないこと
- ・平日は4日以内の活動とし、短時間（2時間以内）の活動とすること

2 学校内での活動

- ・昼食等でマスクを取る場合は会話を控えること
- ・会話をすることは、必ずマスクを着用すること
- ・マスクを着用していても換気が不十分な場所（部室等）での長時間にわたる会話は控えること
- ・当面の間、感染リスクを最大限軽減するため、各教科の活動で、感染リスクの高いと思われる実技系の科目（音楽・体育、職業系科目の実習等）については、身体接触を避け、マスクの着用のまま実践できる活動にするなどの取組みを厳守すること

3 その他

- ・体調不良の場合は、登校しないことを徹底すること
- ・感染力が強いオミクロン株の特性を鑑み、学校外においても、感染症対策の徹底を図るよう、児童生徒はもとより、保護者等にも徹底するよう周知すること

【事務担当】保 健 体 育 課 TEL：076-444-3462
生涯学習・文化財室 TEL：076-444-9647
県 立 学 校 課 TEL：076-444-3450